



情報通

2021. January 1月号

発行：東京税理士会 情報システム部
 題字：神津 信一（四谷）
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

マイナポータルの利用について ～年末調整・確定申告業務に向けて～

情報システム部委員 浅香 敏明

1. はじめに

令和2年10月以降からは年末調整手続き、また、令和3年1月からは確定申告手続きにおいて、マイナポータルを活用して生命保険料控除証明書等のデータを一括取得できるようになりました。

そこで、そのために必要なマイナポータルの一連の操作の流れを説明したいと思います。これからマイナンバーカードの取得をするという方は、①数字4桁、②数字とアルファベットを組み合わせて6桁以上のパスワードを予め準備しておくこととスムーズな申請手続きができると思います。ここでは申請手続きの説明は省略し、マイナポータルのログイン方法から説明します。

2. マイナポータルAPのインストール

ログイン方法は、パソコンとスマートフォンの2通りがあります。Googleなどで『マイナポータル』と検索すると、簡単にマイナポータルのHPにアクセスできます。

マイナポータルHPのメインメニューを下にスクロールすると、「ログイン/利用者登録はこちら」から「ICカードリーダーを使ったログイン/利用者登録（パソコン）」と「2次元バーコードを使ったログイン/利用者登録（スマートフォン）」が現れます。しかし、この「ログイン/利用者登録」の手続きが、やや曲者なので、以下で詳しく説明します。

● 2-（1）パソコンを使用した手続き：「ICカードリーダーを使ったログイン/利用者登録」

※ウェブブラウザは最新のMicrosoft Edgeを利用して説明します。

①「ICカードリーダーを使ったログイン/利用者登録」ボタンをクリックすると右図

以下の手順に従ってログインしてください。
 (1) 「次へ」ボタンを押し、左下のインストーラーを実行してください。

MPASetup_Chromiu...exe
 ファイルを開く ⇒これをダブルクリック!

(2) インストーラーの終了後に表示される画面に従い、Chrome拡張機能を追加してください。
 (3) Chrome拡張機能追加後、「サービストップへ」ボタンを押してログインしてください。

次へ 閉じる

のウィンドウが開くので、「次へ」ボタンをクリックし、マイナポータルAPのインストーラーを実行します。

②インストーラーの終了後に表示される画面に従い、Chrome拡張機能を追加し

ます（これが曲者です）。この時、説明画面通り右上に「Chromeに追加」ボタンが表示されないことがあります。筆者は3台のパソコンでインストールを試しましたが、一度も画面通り「Chromeに追加」ボタンは表示されませんでした。それではどうするか？

画面上部にある青帯の白抜き文字で「他のストアからの拡張機能を許可する」ボタンをクリックし、次に「許可」ボタンをクリックして、初めて「Chromeに追加」ボタンが表示されるため、そのボタンをクリックし「拡張機能を追加」をクリックします。これで一連の事前準備は完了です。

最後に、マイナンバーカードをカードリーダーにセットして、改めてマイナポータルのメニュー画面から「ICカードリーダーでログイン」をクリックし、4桁のパスワードを入力すればログインできます。

● 2-（2）スマートフォンを使用した手続き：「2次元バーコードを使ったログイン/利用者登録」

①「2次元バーコードを使ったログイン/利用者登録」ボタンをクリックして手順に従い、「2次元バーコード」をスマートフォンで読み取り、

表示された「マイナポータルAP」をインストールします。

②インストール完了後、アプリを起動します。指示に従い4桁のパスワードを入力してからマイナンバーカードをスマートフォンのNFC（スマートフォンでICカード等を読み取る機能）で読み取ればログインが完了です。こちらの手順は特に問題なく完了すると思います。

顧問先が年末調整の電子化に対応するようになれば、従業員も各種控除証明書等を電子データで取得することになります。そのデータ取得の一つの方法としてマイナポータルサイトが利用されることになります。その際は、このスマートフォンを使ったログイン方法が説明しやすいため、お勧めです。

3. マイナポータルにログイン後の手続きについて

①マイナポータルのメインメニューから「もっとつながる」をクリックします。

②「つながっていないウェブサイト」にある「その他のウェブサイト」から「e-私書箱（野村総合研究所）」の「つなぐ」ボタンをクリックし、最初にe-私書箱のアカウント作成を行います。

③設定が完了したら、改めて「もっとつながる」メニューをクリックし、「つながっているウェブサイト」にある「e-私書箱（野村総合研究所）」からメインメニューの「つながる」を選択すると「サービス案内」画面が開き、サービスに対応した生命保険各社や住宅金融支援機構などの一覧が表示されます。

④契約している生命保険会社の「サービス案内」をクリックし、各社の指示に従い設定を行うことで生命保険料控除証明書のデータ取得が可能となります。

4. さいごに

いろいろと説明してきましたが、マイナポータルは始めて間もない新しい制度です。簡単に利用できるのはもう少し先のことになると思います。

ただ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、電子手続きは今後ますます重要で必要なものになっていくでしょう。今年3月から、マイナンバーカードが「健康保険証」として利用できる制度も始まり、数年後には「運転免許証」としての利用も予定されています。

税理士としてマイナンバーカードを取得して、マイナポータルサイトの利用に精通することが業務の効率化や発展につながることを期待します。

【※注意】これからマイナポイントの登録手続きを行う方は、スマートフォンからの予約・申込みが安全でお勧めです。普段の税務会計業務に使用しているパソコン端末での操作は推奨いたしません。これらの登録手続きを電子申告の送信業務で使用するパソコン端末で行ったところ、最悪のケースでは、ICカードリーダーで税理士用電子証明書が読み取れなくなる事象が報告されています。また、この事象が発生した場合、パソコン端末の復旧に最低でも4～5時間かかるようです。これから繁忙期に入りますので、くれぐれもご注意ください。

